

第31号議案

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

品川区長 森 澤 恭 子

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例(昭和34年品川区条例第6号)
の一部を次のように改正する。

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、品川区選挙管理委員会が管理する選挙における
当選人の更正決定または繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」
という。）を開く場合における選挙長および選挙立会人の報酬の額は、更正
決定等選挙会ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、2以上の更正決定等
選挙会を同日に開く場合において同一人がそれぞれの更正決定等選挙会の職
務を執行したときは、一の更正決定等選挙会の報酬額を超えることができな
い。

(1) 選挙長 6,000円

(2) 選挙立会人 5,000円

別表国が管理する選挙および投票の項投票所の投票管理者の欄中「18,000円」を「20,000円」に、同項期日前投票所の投票管理者の欄中「15,000円」を「17,000円」に、同項投票所の投票立会人の欄中「14,000円」を「16,000円」に、同項期日前投票所の投票立会人の欄

中「12,000円」を「14,000円」に改め、同表都が管理する選挙および投票の項投票所の投票管理者の欄中「18,000円」を「20,000円」に、同項期日前投票所の投票管理者の欄中「15,000円」を「17,000円」に、同項投票所の投票立会人の欄中「14,000円」を「16,000円」に、同項期日前投票所の投票立会人の欄中「12,000円」を「14,000円」に改め、同表区が管理する選挙および投票の項投票所の投票管理者の欄中「18,000円」を「20,000円」に、同項期日前投票所の投票管理者の欄中「15,000円」を「17,000円」に、同項投票所の投票立会人の欄中「14,000円」を「16,000円」に、同項期日前投票所の投票立会人の欄中「12,000円」を「14,000円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 投票所および期日前投票所の投票管理者および投票立会人が職務を執行した時間が投票時間に満たないときの報酬額は、それぞれの報酬額を投票時間で除して得た額に職務を執行した時間を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙および投票について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙および投票については、なお従前の例による。

（説明）選挙長等の報酬額を改める必要がある。